

# 一人一人の子どもが「よさ」や「可能性」を最大限発揮できる学びの場を求めて 多様な学びの場と就学先決定までのプロセス



## 小・中学校

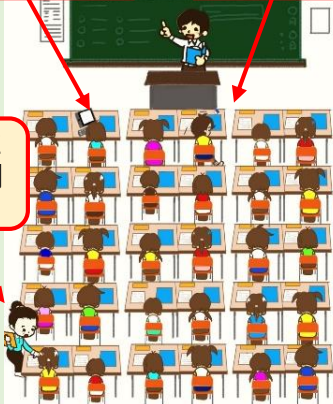
### 通常の学級

・通常の学級でも、学習上の困難さに応じた支援を行います。

タブレット端末を使った支援

座席の位置を配慮

支援員による個別支援



### 通級指導教室

- ・通常の学級に在籍しながら、週に1～2時間程度、通級指導教室で特別の指導（自立活動）を行います。
- ・コミュニケーションや社会性などについて少人数で学ぶ場合もあります。



### 特別支援学級

・障がい種別の少人数の学級（8人以下）で一人一人に応じた教育を行います。

【知的障がい以外の特別支援学級】  
・国語や算数（数学）など、通常の学級と同じ内容や、下の学年の内容を学習します。

【知的障がい特別支援学級】

- ・子どもの実態に応じた、内容を学習します。
- ・生活に必要な内容を学習します。



学びの場の変更が可能

学びの場の変更が可能

個別の教育支援計画と個別の指導計画に基づいた指導・支援を行います。

## 特別支援学校

- ・将来の自立と社会参加に向けて、障がいの状態などに応じた、きめ細かな教育を行います。
  - ・小学部・中学部・高等部があり、幼稚部や専攻科のある学校もあります。
  - ・通学バスや寄宿舎のある学校もあります。
  - ・近隣の学校や居住地の小・中学校との交流及び共同学習を行うこともあります。
- ※特別支援学校に就学できる障がいの種類や程度は法令で定められています。

本道の特別支援学校→



## 障がいのある子どもの就学先決定までのプロセス

就学に関する事前の相談  
（就学説明会、学校見学、体験入学などへ保護者が参加）

就学時健康診断（11月30日まで）

### 学びの場の検討・判断

保護者等の意見聴取  
・意向確認

教育支援委員会  
専門家から意見を聴取

市町村教育委員会が  
総合的に判断

保護者等の意向の  
最終確認（合意形成）

就学先決定

保護者の意見は最大限尊重

Q 最初に就学した学びの場は、卒業するまで継続されるのでしょうか？

A 学校や学びの場は、固定したものではありません。  
子どもの適応の状況等を助案しながら、小・中学校と特別支援学校間で**双方向での転学**や、通常の学級、通級による指導、特別支援学級間の**学びの場の変更ができます。**

Q 学びの場を選ぶ際には、どのようなことを考えると良いですか？

A まずは、障がいのない子どもと**同じ場でともに学ぶ**ことを目指します。  
その上で、子どもが、  
①授業内容を**理解している**  
②学習活動に参加している**実感・達成感**をもち、**充実した時間**を過ごしているなど、  
保護者が子どもの成長を感じられる場を選択することが大切です。